

国籍法第三条二項の憲法第二四条二項適合性

—東京地裁憲判決(三〇〇六年三月二九日)について—

名古屋市立大学大学院人間文化研究科
(いのうえ・よしお)

井上 穎男

それまでの「父系優先主義」を改め、「父母両系主義」へと転換させた。

当該条文につき、実際に生じる問題の多くは、父を日本人、母を外国人とし、かつ当該父母が婚姻関係はない場合の子の国籍取得問題である。

この問題は法第三条該当性にかかるものであるが、まずは民法の関係条文の理解とあわせ、法第二条における国籍取得要件から順に確認しておく。

憲法上の国籍の位置づけ

日本国憲法第一〇条は、第三章「国民の権利及び義務」の冒頭に置かれる規定であり、いわゆる「人権」の総則規定のひとつである。同条は、「日本国民たる要件は、法律でこれを定める」と規定する。

ところで明治憲法第一八条は、その第二章「臣民権利義務」の冒頭規定であり、ここにも「日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル」という文言がみられた。一見するとほぼ同じ表現であり、日本国憲法第一〇条は、この明治憲法の規定を実質的に継承したものと考えられる。も

つとも、日本国憲法制定当初の政府原案には、第一〇条の規定は存在しなかった。しかしここでは、「衆議院において、國の基本的法制としての憲法の最小限度の必要事項として、追加された」という経緯がある。

国籍法第二条および第三条

日本国憲法第一〇条にいう「法律」すなわち、わが国における国籍立法が「国籍法」(昭和二五年法律第一四七号。以下「法」)である。法の目的を定めるその第一条は、「日本国民たる要件は、この法律の定めるところによる。」と規定している。

本稿でとくに問題にすべきは、「準正による国籍の取得」を定める法第三条および、その前提となる「出生による国籍の取得」を定める法第二条の規定である。

現行法は一九八四年の改正によって、

民法上、非嫡出子の場合には、父

による「認知」がなければ(認知をなし得るのは父のみである)、父子関係の成立をみない(民法第七七七九条)。そして、認知による父子関係の成立をみても、そのことをもって子が嫡出子になるわけではない(正規の婚姻関係すなわち法律婚にある夫婦間に生まれた子が嫡出子である。そのため、あくまで父母の婚姻によらなければ、子は嫡出子たり得ない)。しかしながら、出生時に母が日本国籍を有していれば、その子が非嫡出子であつても、日本国籍を有する母の子となつて、法第二条一号により日本国籍

外国人住民との共生

を取得する。

ところで法第三条二項は、「父母の婚姻及びその認知により嫡出子たる身分を取得」と規定する(傍点は井上による)。当該文言からすれば、「子の父母の婚姻十当該子についての認知(父子関係成立)」=「子の嫡出子としての地位」という前提が存する。そのうえで、法務大臣への届出を行うことで(同条一項)、届出の時点をもつて、子が日本国籍を取得する(同条二項)ことを認める。

さらに、法第二条一号および第三条一項に共通の問題として留意すべきは、「出生の時」という文言の存在である。

この文言によって、父の認知時期、すなわち出生の前後によつて、子の日本国籍取得の有無に差異が生じる。つまり、民法における認知の遡及効(民法第七八四条)については、国籍取得の場合に認められていない。そのため、父が胎児認知(民法第七八三条一項)を行えば、生まれてくる子は日本国籍を取得することができるが、生後認知の場合には、生まれてきた子は日本国籍を取得できないことになる。

以上、やや複雑ではあるが、要するにこうした解釈と前提に依拠すれば、法第二条一号および第三条一項に基づく子の国籍取得にかかる取扱い区

分上の差異は、以下六点に整理することができる。⁽⁵⁾

- ① 日本国民を母、外国人を父として出生した嫡出子は、日本国籍を取得する(法第二条一号該当)。
- ② 日本国民を父、外国人を母として出生した嫡出子は、日本国籍を取得する(法第二条一号該当)。
- ③ 日本国民である母と外国人の父との間に出生した非嫡出子は、日本国籍を取得する(法第二条一号該当)。

第二条二項該当。

- ④ 日本国民である父と外国人の母との間に出生した非嫡出子のうち、当該父から胎児認知を受けた子は、日本国籍を取得する(法第二条二項該当)。

- ⑤ 日本国民である父と外国人の母との間に出生した出生した非嫡出子のうち、当該父から生後認知を受け、かつ、父母が婚姻した場合の子(以下「準正子」という)は、日本国籍を取得する(法第三条一項該当)。

- ⑥ 日本国民である父と外国人の母との間に出生した出生した非嫡出子のうち、当該父から生後認知を受けたものの、父母が法律上の婚姻をしていない場合の子(以下「非準正子」という)は、法第一条にも法第三条一項にも該当しないから、日本国籍を取得することはできない。

身ではいかんともし難い状況が継続する。

法第三条で問題となるのは前記⑤および⑥の場合であり、とくに⑥の非準正子につき、準正子と非準正子間に認められる国籍法付与にかかる要件の差異が、父母の婚姻という点のみに求められること、そして、その合理性のいかんである。

日本国憲法第一四条一項との関係

法律婚主義を採用するわが国の民法の原則からすれば、民法上の嫡出子と非嫡出子との区分にかかる合理性を認めることが可能だろう。そして、この民法上の当該区分の合理性が、国籍法における合理性をも根拠づけることになるかもしれない。また、いわゆる「偽装認知」(金銭を対価として日本人男性に実子ではない子を認知させ、子に日本国籍を取得させることによって、子の母の滞在を合法化させる行為等の行為)の防止という観点からすると、法第三条一項の規定には合理性があるのかもしれない。

他方、憲法第一四条一項は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」

と規定している。こうした憲法次元での平等の要請に照らせば(もっとも、第一四条における「国民」が日本国籍保有者に限るかという問題もある。しかし、ここで平等権違反を主張する当事者につき、裁判所が日本国籍保有者の訴えのみを審査する必然性をともなうものではない)、ここで法に基づき実質的に生ずる当該取扱いの差異の合理性は、憲法上の平等の要請の許容する範囲を超えて正当化できないことになるのかも知れない(この場合には、法第三条一項が憲法第一四条一項に反し違憲無効となる)。

本件東京地裁二〇〇六年三月二九日判決(平成一七(行ウ)一五七等。国籍確認請求事件)では、フィリピン共和国国籍の母と日本国籍を有する父との間に出生した九人の子が、各々原告となつた(第一事件から第九事件の各原告九名をあわせて、以下「原告ら」)。そして、その出生後に父から認知を受けたことを理由に、法務大臣に国籍取得届を提出したもので、原告らが法第三条一項所定の国籍取得要件を充足していいとして(原告らは、非準正子として前記⑥のケースに該当する)、日本国籍の取得を認められなかつた事案である。

ここで原告らは、日本国籍の取得を認めない法第三条一項が、憲法第一四条に違反すること等を理由に、被告国に対し、日本国籍を有するとの確認を求めた。

東京地裁の判断 (請求認容・控訴)

東京地裁は以下のように判断し、原告の請求を認容し、原告らが日本国籍を有することを確認した(被告国は控訴)。

【判旨一】

「①国籍法三条一項が準正を国籍取得の要件とした部分は、日本国民を父とする非嫡出子に限って、その両親が婚姻しない限り、法律上の親子関係が認められても、届出により日本国籍を取得することができない「非準正子に限つて届出をしても日本国籍を取得することができない」という、非嫡出子の一部に対する大きな区別と不利益をもたらすこととなり、②同項が準正要件を設けた理由は、国籍取得のために、当該非嫡出子と我が国との強い結び付きないし帰属関係の存在を要求し、これを認めるための指標として、日本国民である父との家族関係なし生活の同一性を想定し、これを法律上の婚姻という要件として定めることによって、法定化したものと考えられるところ、③国籍取得のために子と我が国との強い結び付きないし帰属関係を要求することは、我が国の国籍法上、父母両系血統主義と並び立つような重要な理念であるということはできず、④また、法律上の婚姻の成否によって、日本国民である父との生活の同一性の有無を一律に判断したり、生活の同一性の有無によって、我が国との強い結び付きができる。」

【判旨二】

や帰属関係の有無を一律に基盤付けることもできず、⑤法律婚の尊重、基準の客觀性、偽裝認知のおそれ及び各国の法制度という観点から見ても、いずれも上記区別を十分合理的に根拠付けることはできないというべきである。」「そうすると・・・非準正子の被る不利益の深刻さや、区別の大きさ等にかんがみると、この区別は憲法二四条一項に反する不合理な差別であるといわざるを得ない。」

【判旨三】

以上を前提にすると、原告らが本件国籍取得届を提出した際に、それが受理されなかつたり、準正要件を欠くため日本国籍取得の要件は認められない旨の通知がされたりして、でも、当該各届出は有効とされるべきであつたと解される。「本件においては、原告らに関しては、有効な国籍法三条一項の届出があつたと認めることができ、国籍法上要求されてゐる届出要件に欠けるところはないということができる。」

外国人住民との共生

判決の評価—国籍と日本国憲法—

本件での問題把握は国籍法の枠内あるいは法に固有の条文解釈の枠組みに終始しない。つまり国籍法条文と民法条文との整合性、国籍法の目的と民法上の婚姻なし親子関係の形成との関連をどの程度考慮するかという点に求められる。先にも述べたように本件は、準正子と非準正子との間に認められる国籍付与にかかる要件の差異が父母の婚姻という点のみに求められること、そしてその合理性の有無が焦点となつた事案である。

ところで「準正」とは、民法上、非嫡出子に嫡出子としての身分を与えることをいう。民法では、非嫡出子の母と非嫡出子を認知した父との婚姻によって準正される「婚姻準正」(民法第七八九条一項)と、婚姻中の父母を認めた同条二号では子の出生時にその父または母が日本国民であれば子の日本国籍取得を認め、また同条二号では子が出生する前に死亡した父がその死亡時に日本国民であつたときに子の日本国籍取得を認める。同条三号は、父母ともに知れない子が日本で生まれあるいはその子が国籍を有しない場合に、日本国籍の取得を認める。

そのため、こうした法第二条との異同からすると、仮に本件で判示された本来的に可分たる準正要件を削除するところでは、非嫡出子につき婚姻中の父母の父母が嫡出子出生の届出を行えば、認知の効力を生ずることになる(国籍法第六二条)。

本判決は【判旨二】において国籍法第三条一項規定の「準正要件」の「本来的」可分性を指摘し、国籍法における父母両系主義から導かれる国

籍取得範囲拡充の「中核」性を摘示しながら、法第三条一項の準正要件部分につき憲法第一四条一項不適合を判示した。

ここで“本来的に可分”とされる「準正要件」とは、法第三条一項の文言上、「父母の婚姻及びその認知による嫡出子たる身分を取得した」といっての憲法不適合(違憲無効)に立法府が応じるのならば、第三条一項は、①子の出生時に、認知した父、または母が日本国民であり、現に日本国民であるときに届出によって、②子の出生時に、認知した父、または母が日本国民であり、その死亡した時点で日本国民であつたときに届出によつて、当該子の日本国籍取得が認められることになる。

なお、前記のごとく法第二条一号では子の出生時にその父または母が日本国民であれば子の日本国籍取得が行われているか、あるいは認知が行われているか、あるいは認知する旨の裁判所の審判または判決が確定している事案である。ただし当該認知は生後認知であり、なおかつ父母の婚姻に至つていなため、非準正子(前記⑥)として日本国籍を取得できないケースになるわけである。

本件のように認知が確定しているのならば、少なくとも日本人父と子との間の父子関係は確実に形成され

たとしても、認知を要件とした届出による国籍取得が法第三条によって別途存置される余地はある。

の出生時にその子が日本国民を父とした非嫡出子の場合にのみ適用される。ここでの認知について第三条一項は「認知をした父又は母」と規定する。認知はそもそも父子関係の形成にかかるものであり、前述のように認知をなし得るのは父であり、また母子関係についても前述(本文および注(4))のとおり、出生によつて自明であるから、外国人母が出産した事実のみでは子の日本国籍取得は適わない。そうすると、本条が適用されるのは確かに日本国民である父による準正子の場合に限定されることになる(なお、準正の成否については「法例」の指定する準拠法に依拠することになる)。

事実、本件第一ないし第九事件の各原告の場合、日本人父による認知が行われているか、あるいは認知する旨の裁判所の審判または判決が確定している事案である。ただし当該認知は生後認知であり、なおかつ父母の婚姻に至つていなため、非準正子(前記⑥)として日本国籍を取得できないケースになるわけである。

本件のように認知が確定しているのならば、少なくとも日本人父と子との間の父子関係は確実に形成され

てはいる。そして実際に、日本人を父とし外国人を母とする子が日本で生まれ、日本で生活を営むのであれば、通常は日本国籍の取得を望むことが自然であると思われる。

この点で法第三条一項は、子が「二〇歳未満」であることを要件とする。法が父との国籍が同一であるのが望ましいとする観点での「線引き」を当該年齢とした理由は、「一般に二十歳を超えると従来の国籍を有した外国でその国の社会と結合した生活関係が形成されているのが通常であるから、届出のみで日本国籍の取得を認めるほどの日本の社会との結合關係が認められないと考えられた」点に求められる。

しかし、とくに国内法上の問題として国籍は、出入国や居住、参政権や公務就任権、財産権および職業選択ないしは事業活動の自由に関する制約等の権利の行使の制限、あるいは諸義務の負担の根拠として機能するものである。さらには、法的な外人取扱平等原則の要請はあるものの、社会保障については実務上あるいは各自治体の取扱いのいかんに左右される場面も少なくない（生活保護認定や国民健康保険の被保険者認定等）。また、ここで外国人の有傷病率の高さ等の事実からも、医療保障をめぐる問題が深刻である。そして、とくに「二

〇未満」の子については、前述のほかに内包する可能性は払拭できない。しかし、本件【判旨二】にもあるように、これを日本国籍の取得可能な本で生活を営む以上、彼ないし彼女の「権利」保障、さらに法的な環境整備のために、日本国籍を付与する責務を日本国政府が第一次的に負うことには、それほどの躊躇を感じない。

「：国籍の取得は、基本的人権の保障を受ける上で重大な意味を持つものであつて、本来、日本人を親として生まってきた子供は、等しく日本国籍を持つことを期待しているもの」というべきであり、その期待はできる限り満たされるべきである。特に、嫡出子と非嫡出子とで異なる扱いをするとの合理性に対する疑問が様々なかたちで高まっているのであつて、

兩親がその後婚姻したかどうかといつた自らの力によつて決することのできないことによつて差を設けるべきではない^{〔13〕}。

【判旨一】の「②」「③」部分において本判決は、あくまで国籍取得ということには、それほどの躊躇を感じない。

「：国籍の取得は、基本的人権の保障を受ける上で重大な意味を持つものであつて、本来、日本人を親として生まってきた子供は、等しく日本国籍を持つことを期待しているもの」というべきであり、その期待はできる限り満たされるべきである。特に、嫡出子と非嫡出子とで異なる扱いをするとの合理性に対する疑問が様々なかたちで高まっているのであつて、兩親がその後婚姻したかどうかといつた自らの力によつて決することのできないことによつて差を設けるべきではない^{〔13〕}。

実は東京地裁は、本判決の前年にも国籍法第二条一項が憲法第一四条一項に違反することを判示していた（東京地判二〇〇五年四月一三日）。この二〇〇五年の判決は、国籍法に関するはじめての違憲判決として注目された判決である。ここで東京地裁は、「国籍法の立法事実を調べ、認知した者とその子との『生活の一体化』の有無が、国籍取得の可否のポイントであることを導きながら、『家族として

かに重国籍や無国籍を生ずる可能性をも内包する可能性は払拭できない。しかし、本件【判旨二】にもあるように、これを日本国籍の取得可能な本で生活を営む以上、彼ないし彼女の「権利」保障、さらに法的な環境整備のために、日本国籍を付与する責務を日本国政府が第一次的に負うことには、それほどの躊躇を感じない。

「：国籍の取得は、基本的人権の保障を受ける上で重大な意味を持つものであつて、本来、日本人を親として生まってきた子供は、等しく日本国籍を持つことを期待しているもの」というべきであり、その期待はできる限り満たされるべきである。特に、嫡出子と非嫡出子とで異なる扱いをするとの合理性に対する疑問が様々なかたちで高まっているのであつて、兩親がその後婚姻したかどうかといつた自らの力によつて決することのできないことによつて差を設けるべきではない^{〔13〕}。

実は東京地裁は、本判決の前年にも国籍法第二条一項が憲法第一四条一項に違反することを判示していた（東京地判二〇〇五年四月一三日）。この二〇〇五年の判決は、国籍法に関するはじめての違憲判決として注目された判決である。ここで東京地裁は、「国籍法の立法事実を調べ、認知した者とその子との『生活の一体化』の有無が、国籍取得の可否のポイントであることを導きながら、『家族として

外国人住民との共生

の共同生活の成立』⁽¹⁹⁾という不文の国籍取得要件を指摘⁽¹⁵⁾していた。

この二〇〇五年の判決と本判決とを対比すると、本判決も立法事実を詳細にあとづけるものの、むしろ本件個別の事情に立ち入ることなく、家族生活の多様性を容れた点で特徴的な判断といえる。この点で本判決は、より一般化可能な措置、国籍付与をひろく企図すべく試みたものとも解される。その意味で本判決は、二〇〇五年の東京地裁判決とは対照的といえる。

いずれにせよ、本判決の採る立場に依拠すれば、従来から学説上で説かれてきた「多くの血統主義国と同様、生後認知の場合の国籍取得を認める抜本的な法改正」や「三条の規定が早急に改められるべき」とする立法論の妥当性が説得力を増すことになるだろう。翻つてみると、現行の日本国憲法(第一〇条)が国籍法律主義を採る以上は、国籍の取得は法律(国籍法)次第であることに変わりない。

なお、法解釈に固有の域を出るのなら、あるいはここでわが国の現状ないし展望を想起するとき、家族生活の多様化や国際化、外国人の流入や増加にともなう「共生」社会到来の不可避さをも看過することはできなどだろう。こうした現状ないし展望に柔軟に向きあつてゆくための法

的対応の一端として、ここで国籍付与の問題を考えるのならば——つまり国籍それ自体の存在意義の喪失とは無関係に、ということである。こ

うした“ボーダレス”“グローバル”トランクションナル⁽¹⁶⁾な国家ないし市民社会の形成過程においても、なお「国籍」の意義は失われないだろう。それでもやはり、こうした現状や展望とのかかわりからすると、結果的には——、本判決の判示に一定の理由を認めることもできるのかもしない。

本判決の【判旨三】に至る帰結を導く手立ては一樣でない。とりわけ非準正子への日本国籍付与につき、解釈論なし立法論の双方の可能性を検討することができる本判決は、「国籍」を法的に考えるうえで格好の材料といえる。

人⁽¹⁷⁾の権利享有主体性については、各権利の「性質」に応じて吟味するという立場が一般的である。

(3) 第一〇条のコンメンタールとしては、さしあたり、国籍の記述に詳細な権口⁽¹⁸⁾佐藤・中村・浦部『憲法I』注解法律学全集(青林書院・一九九四年)一九八頁以下「佐藤幸治執筆」を参照。

(4) 父子関係ではなく、母子関係の問題である。母子関係については、民法第七二二条以下の趣旨、さらには最判一九六二年四月二七日が「出産の事実をもつて母とする」としていることから、一般に認知の必要はないと解されている。

なお、ここで代理出産等によつて生まれた子の母子関係についても、現行民法は明文で規定していない。この場合にも出産した女性が母になると解されている(なお、最判二〇〇五年一月二十五日、また大阪高決二〇〇五年五月二四日も参照)。しかしながら、最近の下級審の判断として、この場合における出生届の受理を品川区に命じた東京高決二〇〇六年九月二九日があり、今後の動向が注目される(当該事案につき、法務省は抗告を区に指示している)。

また他方で、関連して父子関係の最近の動向に目を向けると、凍結保存していった内縁男性あるいは夫の精子を用い、その死後の体外受精によつて出生した子の認知をめぐる下級審判決があいついでいる。「夫のケースについて最高裁は、昨

(1) 引用・参照、法學協会『註解日本憲法・上巻』(有斐閣・一九五三年)三一頁。

(2) 念のために確認しておくと、総則規定である第一〇条に「国民」が明記されることは、日本国憲法の「人権」享有主体を直ちに「国民」のみに限定することにはならない。憲法上の個別の権利保障規定(各論)では、「国民は」「何人も」といった主語が用いられる場合もあれば、書かれていらない場合もある。ここで「外国

年、凍結精子についての父子関係を認めないとする初の判断を下した(最判一〇〇六年九月四日)

(5) 判決文参照。本判決掲載誌である判例時報一九三二号六一頁。なお、裁判所の判例検索システム(<http://www.courts.go.jp>)にも掲載(一〇〇七年一月にアクセス)。

(6) 参照、民法第九〇〇条四号但書前段に関する最大決(一九九五年七月五日の多数(法廷)意見)。

(7) なお、法第二条一号をめぐっては、最高判二〇〇二年一月二三日が認知遡及効の否定を確認し、生後認知のみでは日本国籍の取得を認めない旨の判断を下している。ただし、ここで二人の裁判官が付した補足意見については、のちにふれる。

なお、二〇〇三年六月一二日の最高裁判決では、日本人父が生後認知した子に法第二条一号による日本国籍取得を認める(当該判決については、木棚照一・判批・ジュリスト一二六九号『平成一五年度重要判例解説』所収に詳細)。

(8) 参照、黒木忠正『細川清『外事法・国籍法』(ぎょうせい)・一九八八年)三〇三頁以下。なお関連して、ここでフィリピン家族法における婚姻等について、奥田安弘・高畠幸「フィリピンの家族法」奥田編訳『国際司法・国籍法・家族法資料集』(中央大学出版部・一〇〇六年)所収を参照。

(9) 引用、木棚照一『逐条註解『国籍法』(日本加除出版・一〇〇三年一二五頁)。なお、「一〇歳未満」は期間ではなく届出の要件

であるから、「一九歳の最後の日が日曜や休日であっても翌日までに届ければよいということにはならない」(同頁)。

(10) 詳細につき、駒井洋監修『近藤敦編『外国人の法的地位と人権擁護』(明石書店・二〇〇二年)を参照。また、黒木・細川前掲注(8)書二四一・三四七頁および、木棚前掲注(9)書一四一・八八頁も参照。

(11) とくにこの点については、小山千蔭『外国人の社会権』駒井・近藤前掲注(10)書所収に詳しい。

(12) この点については、長谷部恭男『憲法の理性』(東京大学出版会・二〇〇六年)一五五頁も参照。

(13) 注(7)でふれた第二条一号に関する二〇〇二年の最高裁判決における梶谷玄、滝井繁男両裁判官の補足意見からの引用。両裁判官は、ここですでに法第三条が憲法第一四条一項に「反する疑いが極めて濃い」とことに言及していた。「家族関係」の実質性が不可欠か否かについては、当該補足意見は明言しない。

(14) 引用、高佐智美・本件判批・法学セミナー一六二〇号(一〇〇六年八月)七頁。

(15) 引用、近藤敦による当該二〇〇五年判決の評釈・法学セミナー一六〇七号(一〇〇五年七月)一一八頁。なお、二〇〇五年のこの東京地裁判決は、控訴審である東京高判二〇〇六年二月二八日によつて覆されている。

(18) なお、法律に委ねることなく、憲法自身が国籍要件を定める選択肢も排除されない。ここで「国籍を取得する憲法上の権利の存否」につき、樋口・佐藤・中村・浦部前掲注(3)書一〇八・二〇九頁「佐藤執筆」を参照。

(19) なお、「共生」をめぐる法的対応の可能の一端については、井上祐男「外国人の人権」憲法教育研究会編『それぞれの人权』(第3版)、法律文化社・二〇〇六年とりわけ九一頁および九三頁の参考を請う。

【追記】

本稿の最終校正段階で、本件控訴審判決である東京高判二〇〇七年二月二七日にふれた。本東京地裁判決を取り消し、原告らの日本国籍取得を認めないとする判断を示した。原告らは上告する方針とされ、今後の最高裁での判断が待たれる。